

## 第4回 行政の組織

### 1 議院内閣制 (第15章II)

#### (1) 議院内閣制 (280～283頁)

議会と政府の関係：大統領制、議会統治制、議院内閣制

議院内閣制の歴史的性格

二元型と一元型

明治憲法下の内閣制度：憲法上の制度ではない、単独輔弼制

日本国憲法の議院内閣制

責任の要素：内閣の国会に対する連帯責任（66条3項）、国会による内閣総理大臣の指名（67条）、衆議院の内閣不信任（69条）

均衡の要素：内閣による衆議院解散（69条、7条3号）

#### (2) 「国民内閣制」論と政権交代 (279～280頁、283～284頁)

議院内閣制の運用

1947～1993年まで18人の首相、1955年体制（1+2分の1体制）、「行政各部」優位の体制、「政官財」の鉄のトライアングル、自民党内の派閥政治、「金権政治」→世論（民間政治臨調など）における政治改革、行政改革を求める気運の高まり

国民内閣制論（高橋和之）

「政治」の復権、「政が決定し、官が執行する」、内閣＝統治 v s 国会＝コントロール、小選挙区制中心の選挙制度と二大政党制、政権交代の可能性

政治改革、行政改革と政権交代

1993年 自民党分裂、総選挙、非自民細川内閣の成立

1994年 政治改革関連4法成立、自社さ村山内閣成立

1996年 小選挙区制比例代表並立制の下での発の総選挙、行政改革会議設置

1998年 中央省庁等改革基本法成立

1999年 自自→自自公小渕内閣、国会審議活性化法

2001年 中央省庁再編（1府22省庁から1府12省庁へ）、小泉内閣成立

2003年 公職選挙法改正、初のマニフェスト選挙

2005年 郵政選挙、郵政民営化法成立

2006年 行政改革推進法成立

2009年 総選挙、民主党鳩山内閣成立

→1993年から2012年まで13人の首相（うち2001～2006年の5年5ヶ月は小泉首相）

## 2 行政権 (第15章Ⅲ)

### (1) 行政権の概念 (284～287頁)

行政控除説、執政説、法律執行説

内閣の「政治的」作用を法的に位置づけるべきか、どこに位置づけるか

### (2) 独立行政委員会 (287～288頁)

アメリカにおける独立行政委員会制度、日本での導入(国家行政組織法3条)

代表例としての人事院：公務員に関する人事の公正中立、人事官、人事院規則の制定・

不利益処分審査の判定・試験採用の運用・待遇に関する勧告権

独立行政委員会の合憲性

問題の所在：内閣の指揮監督に服しない

学説：国会の指揮監督に服すれば問題ない、行政の専門性・中立性

審議会(国家行政組織法8条)

消費者委員会：消費者問題に関する調査審議・建議、消費者庁等の監視

◇原子力規制庁：原子力に関する安全確保規制の一元化、3条機関か環境省の外局か

## 3 内閣の地位と組織 (第15章Ⅳ)

### (1) 内閣総理大臣 (288～289頁)

内閣の首長(66条1項)、国務大臣の任免・罷免権(68条)・訴追同意権(75条)

行政各部に対する指揮監督権(72条)

「閣議にかけて決定した方針」が必要(内閣法6条)

ロッキード事件判決(最大判平成7・2・22)：閣議決定なしでも指導助言できる

行政改革により基本方針に関する発議権の明記(内閣法4条2項)

### (2) 国務大臣 (289～290頁)

「主任の大臣」として行政事務を分担管理(内閣法3条1項)

無任所国務大臣(内閣法3条2項)→内閣府特命担当大臣として活用

### (3) 内閣の補佐機構と行政各部

行政各部(憲法72条)：実際の行政権の行使に当たる府・省・委員会・庁

国会審議活性化法により副大臣、大臣政務官を置くことに

内閣の補佐機構

内閣官房、内閣府(行政改革により、内閣に設置)、重要会議等の設置

◇政治主導と「官邸崩壊」

#### 4 内閣の権限 (第15章V、第2章、第18章III)

##### (1) 国務の総理 (291～292頁)

73条1号、「政治」の中心としての企画立案・総合調整作用

##### (2) 外交と条約 (292頁、338～340頁)

外交関係の処理 (73条2号)

条約の締結と国会の承認 (73条3号)

国会の承認の必要な「条約」と不要な「行政協定」の違い

国会によるコントロールの意義と限界：協働行為説

##### (3) 衆議院の解散 (25～26頁、293～296頁)

天皇の国事行為としての衆議院の解散 (7条3号)

◇象徴天皇制：天皇は「国政に関する権能」をもたない (4条)

形式的・儀礼的な国事行為を内閣の助言と承認で行う (3条)

69条所定の場合以外の解散の実質的決定権：7条説と制度説の対立

解散権の限界：内閣の広範な政治的裁量

①衆参同日選挙

②参議院が法案を否決した場合の解散 (郵政解散) →ねじれ国会への対応として有効?

以上